

兵庫県公報

令和2年3月13日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県税条例に基づく個人の県民税及び事業税に係る申告期限の延長（税務課）	1

告 示

兵庫県告示第285号の2

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「条例」という。）第11条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める個人の県民税及び事業税の申告（個人の事業税については、年の中途において事業を廃止した場合を除く。）に関する期限のうち、その期限が令和2年3月16日であるものについては、同年4月16日まで延長する。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三